

國學院大學學術情報リポジトリ

A Report on the Teaching Fellow in the Faculty of Law : Accomplishments and Future Issues Considering its Operational Procedures and Use Situations

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川村, 尚子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002151

法学部フェロー制度の運用・利用状況からみた成果と今後の課題

川村 尚子

【要 旨】

國學院大學法学部では、学生の主体的な学修を促進するために、教育開発推進センターからの予算補助を受けて、専門型TAによる学生の個別指導を行ってきた。フェロー制度は、今年度で6年目を迎え、総利用者数(769人)からみても、ある程度学生のあいだに同制度の利用が浸透してきたと評価することができる。これまで課題とされてきた、授業担当教員によるフェローとの協同による学生の個別的学修支援の促進を試みた授業形式を普及させることについては、令和元年度も、制度的制約のためにあまり進展はみられなかった。もっとも、アンケート結果からは、従来通り講義に関する質問や講義で課された課題の指導といった目的からフェローを利用する者が依然として多いものの、サブゼミや授業と直接関連しない法律学・政治学に関して指導を受けるという、より主体的な学修動機からフェローを利用する学生数が増えてきており、意欲的な学生や学修面での不安に自覚的な学生にとって、フェロー制度は主体的学修をサポートするものとして着実に定着してきているといえるだろう。

【キーワード】

フェロー、法学部、個別的学修支援、アンケート

1. はじめに

國學院大學法学部では、平成26年度から、専門型TA（以下、「フェロー」という。）を用いて、法学部生の個別学修の支援を行ってきた。フェロー制度は、教育開発推進機構の「学部学修支援事業」の一環として、予算補助を受けて実施されてきたものであり、次年度（令和2年度）も、引き続きフェロー制度が運用される予定である。

本稿では、令和元年度（平成31年度）のフェロー制度の利用者アンケートの集計結果および教員の業務依頼書をもとに、フェロー制度の利用状況を分析し、今後のフェロー制度の利活用の方策について検討する。

2. フェロー制度の趣旨・目的とその概要

ここでは、まず、アンケート結果の分析・検討に入る前に、あらためてフェロー制度の趣旨とその概要を確認しておきたい。

(1) フェロー制度の趣旨・目的

法学部法律専攻においては、法学部の他の専攻（法律専門職専攻や政治専攻）と比べると、受講生が100人以上の一方的な講義が行われるのがなお一般的である。こうした大人数型講義は、学生が学ぶべき情報を効率的に伝達するという長所を有する。しかし他

方で、大人数型講義では、教員が理解度や修学度といった学生の個別的な修学状況を把握したうえで、個々の学生の個性やニーズに応じたきめ細やかな指導を実施するのが、人的資源の観点から困難であることも多い。この他、法学部法律専攻では、15名程度から30名程度の比較的少人数で実施される演習科目が3年生から配当されるため、とりわけ学部1年生・2年生については、個別的な学修支援を受ける機会が極めて少ない状況にあるといえることができる。学生の就職活動の開始時期などの実態に鑑みれば、1年生・2年生というより早い段階で、個別的指導を開始することが求められよう。

そこで、法学部では、学部生によるティーチング・アシスタントではなく、専門知識を有するフェローを採用し、専門的な内容について、学生のニーズに応じた個別指導の実施を可能にすることによって、大人数型講義の教育効果を実質的に高めることが考えられた。これが、フェロー制度が導入された当初の構想であった。

その後、法学部では、法律専攻のカリキュラム変更が行われ、平成29年度から新カリキュラムが実施されている。従来型の法学部法律学科のカリキュラムでは、学生が入学して最初に受講する科目が「民法・総則」という法律系科目のなかでも比較的抽象度が高く、難易度の高い分野であった。高校教育を経たばかりの学生は、それまでに法律学に触れたことがないのが通常である。それにもかかわらず、彼らは法学部で今後どのようなことについて学修するかについてのイメージすら掴めないまま、こうした抽象度の高いルールを学ぶ必要があった。このため、早い段階で法律学修の意欲そのものを失う者も少なくなかった。新カリキュラムでは、そうした学生が1年次の段階で法律学の学修からドロップアウトしてしまうことを防ぐため、1年の前期に各分野について入門科目を設置し、1年の後期以降に発展的な内容の科目を段階的に配置することで、徐々に学修レベルを上げていくスモールステップ方式が採用された。

また、グローバル化や情報化社会の進展に伴い、人々の価値観は多様化してきており、異なる社会的背景をもつ人々と接触する機会も増えている。さらに、情報化の波は現在とどまるところがなく、メディアによって、個人の嗜好に応じた嘘の情報までもが頻繁に提供されるようになっている。こうした社会で生きていくには、客観的かつ批判的に物事を判断する力や、さまざまな観点・立場から物事を考え共感することができる想像力、そして自己の主張を論理的に組み立て、他者に伝達する力を身に着けていることが求められる。紛争解決を目的とする法律学はもともとそうした思考の仕方得意とするが、学生がこれらの能力を身につけるには従来型のような知識修得型の学修では足りないだろう。新カリキュラムは、小テストの実施やレポート課題を課すなど、教員が学生の時間外学修を促す教育手法を導入しやすくすることも目的としている。とりわけ入門科目では、クラス数を増やすことで、200名以上であった受講者数を80名から140名程度に減らし、担当教員による前述のような教育手法の導入の容易化が目指されている。とはいえ、50名を超える受講生ひとりひとりにつききめ細やかな指導を行うには、なお人的資源の観点から不十分であると考えられる。

こうした新カリキュラムのもとでは、学生が自ら主体的に学修する姿勢を涵養していくために、担当教員とフェローがより緊密に連携をとりながら、学生の個別の要望に応じた学修支援を行うことが増々期待される。

(2) フェロー制度の概要

法学部のフェロー制度は、上述の通り、専門的な知識を有する学修支援スタッフであるフェローによる個別指導を学生に提供することを内容とする。具体的には、大学院博士課程修了者または法科大学院修了者およびそれと同等の能力を有する者をフェローとして雇用し、主として教員の指示に基づいて講義中に行われる小テストやレポートの採点・添削等の講義補助のほか、学生の質問対応や学生の要望に応じた個別指導などの業務を行っている。

フェローは、原則として、月曜日から金曜日の午前11時から午後7時まで（休憩の1時間を含む）フェロー室で勤務し、担当教員からの要請がある場合には、教員とともに教室で授業補助業務に当たることもできる。フェローの実施期間は、授業期間とテスト期間である。なお、平成30年度から、フェローの勤務先は、若木タワー5階（0510演習室）から百週年記念館地下1階のフェロー室に移っている。

フェロー制度の開始当初は、予算の規模との関係もあり、法律専攻の学生を対象としていたが、その後、法律専門職専攻および政治専攻の学生にまで指導の対象を広げてきた。令和元年度も、可能な限り幅広い分野をカバーするために、憲法・行政法2名、民事法1名、刑事法1名、商法1名、国際法1名、政治学2名のほか、刑事法および民法の両方を担当できる法科大学院修了者1名の計9名を採用した。とくに学生のニーズが高い民法と刑事法の担当者については、週に2日勤務を依頼することで、より学生に利用しやすい態勢を整えた。なお、令和元年度の当初の計画では、前期・後期ともに同じスタッフメンバーにフェロー業務を担当してもらう予定であったが、憲法担当者のうち1名が私事都合により前期限りで退職することとなった。このため、後期については、他の憲法担当スタッフに可能な範囲で退職者が勤務する予定であった曜日についても業務を担当してもらった。これが叶わなかった日については、他の分野の担当スタッフにシフト制で業務にあたってもらったことで、分野のばらつきをできる限り抑えるように配慮した。

この他、フェローの業務を円滑に行うことができるようにするため、六法・教科書・体系書・判例集を新調し、また不足する資料等を補足して指導にあたった。

3. アンケートの集計結果

以下では、フェロー制度の利用状況とその成果について検討するために、学生の利用者アンケートの集計結果を紹介することとする。

(1) 利用状況

以下の表1は、令和元年度の利用状況を示している。このうちの利用者数をみることで、学生によるフェロー制度の利用状況を知ることができる。まず、8月と9月の利用者数が極端に少ないが、これは、8月と9月のフェローの勤務日数が少ないことによる（フェローの勤務期間は授業期間と試験期間中である）。そこで、8月と9月を除いた各月のフェローの利用者数を平均すると約95名であり、100名以上の利用者があったのは6月、7月、12月および1月であった。ここから、学生は、授業内容がある程度進んだ段階で、フェローに相談をしに行っていることがうかがえる。また、令和元年度も、例年通り、テスト期間中である7月と1月に、各学期の最高利用者数に達していることから、学生はテスト勉強のために、フェロー制度を利用していることが推測される。

表1

	4月				5月				6月				7月				8月				9月			
	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数
		件数	人数			件数	人数			件数	人数			件数	人数			件数	人数			件数	人数	
計	15	12	14	0	21	47	56	1	20	108	123	2	23	127	166	7	1	2	3	0	7	7	8	0

	10月				11月				12月				1月				計			
	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数
		件数	人数			件数	人数			件数	人数			件数	人数			件数	人数	
計	22	29	33	0	18	37	41	1	19	114	134	0	15	158	191	3	161	641	769	14

もっとも、総利用者数については、過去最高利用者数をマークした平成29年度・830名から、平成30年度・805名、令和元年度・769名と減少している。その要因としては、まず、講義にフェロー制度を組み込む手法を採用している教員がサバティカルのため講義を担当しなかったことが考えられる。その他の要因としては、平成30年度からフェロー室が若木タワー5階（0510演習室）から百周年記念館地下1階のフェロー室に移動したことが考えられる。百周年記念館地下1階のフェロー室へは、建物の1階内部の階段からはたどり着くことができず、建物外部から地下に繋がっている階段を利用して行かなければならない。利用者アンケートにも、フェロー室へのアクセス方法が分かりにくかった、あるいはそのためにしばらく徘徊したといったものはいくつか見られた。また、フェローとの面談でも、学生からフェロー室がわかりにくいとの指摘が何回かあったという報告を受けた。こうし

たアンケート内容やフェローからの報告内容に鑑みれば、フェロー室の位置が分からず、そのまま利用を諦めた学生もいたのではないかと推測される。このため、次年度以降は、学生に対してフェロー制度を告知する際には、フェロー室の場所だけでなく、アクセスの仕方まで丁寧に広報していく必要があると考えられる。

(2) 利用者の内訳

表2

	1年生	2年生	3年生	4年生
法律専攻	159人	96人	145人	140人
法律専門職専攻	32人	28人	24人	6人
政治専攻	5人	19人	2人	7人
他学部	0人	3人	0人	0人

* 無回答の者を除く。

表2は、専攻・学年別の利用者数の内訳を示したものである。当然ながら、所属学生数が最も多い法律専攻の学生による利用が最多となっている。そのなかでも1年生による利用が最も多いが、その要因としては、1年生を対象とした「公法入門」の授業において、レポート課題が出され、これについてフェローからの指導を受けるように指導があったことが挙げられる。利用者アンケートをみても、法律専攻1年生による利用のうち73件が「公法入門」に関するものであり、また、その多くが、後述の利用目的の質問項目でレポート課題について指導を受けたと答えている。この点で、1年生前期の入門科目において、担当教員とフェローの協同による学生の主体的学修を促進するための取組みが試みられていると評価することができる。なお、法律専攻の1年生が指導を受けた分野で「公法入門」の次に多かったのが、「民法総則」および「民法・債権各論A」の民法科目であった(24件)が、義務履修である「民事法入門」に関して指導を受けた者は2件のみであった。これは、スモールステップ方式を採用したことにより、民事法入門の内容の難易度が下がったことによると思われる。また、法律専攻3年生の利用が、他の学年よりも若干多いのは、高橋教授の「行政法III A」のクラスでフェローの指導を受けるよう指示があったからだと考えられる。利用者アンケートでも、行政法の指導を受けた者の件数は、18件となっている(なお、高橋教授によるフェローを授業に組み込むという取組みについてはすでに、高橋信行「法学部フェロー制度を利用したレポート課題について」國學院大學教育開発推進機構第8号(2017)130頁以下で紹介されている)。

他方で、法律専門職専攻や政治専攻では、法律専攻に比べると、受講者数の少ない科目が多いが、それでも一定数の利用があることが分かる。

(3) 利用目的

表3

利用目的	目的①	目的②	目的③	目的④	目的⑤	目的⑥	目的⑦
人数	237	278	212	129	57	14	4

- * 複数回答者あり。
- * 無回答の者を除く。

表3は、利用者がどのような目的でフェロー制度を利用したかを示すものである。特に件数が多かったのは、目的①「講義内容について質問があった」、目的②「講義の課題等についての質問があった」および目的③「講義の課題等について、担当教員からフェローの指導を受けるよう指示があった」である。目的①②③を選択した学生が指導を受けた分野は、憲法、刑法、民法、商法・会社法、民事訴訟法、行政法と多岐にわたる。ここから、学生は、主として大人数型講義において提供される学修内容の理解を補助するものとしてフェロー制度を利用していたことが伺える。

興味深いのは、目的④「ゼミの準備のためにアドバイスをもらいに来た」と回答したものが129件あり、ゼミ報告の準備のために利用する学生が比較的多かった点である。また、来談者総数よりも来談件数が少ないことから、ゼミの報告準備のために利用した学生はグループでフェローを利用していたことが推測される。ゼミは、まさに学生が主体的に学修する機会が提供される場であるが、各回の演習の質は、学生がどれだけ準備してきたかに依存する。このため、こうしたゼミの準備を行うためのサブゼミにフェローが参加することは好ましいといえる。なぜなら、フェローには、学生が議論の的を外しすぎないように議論の方向をある程度コントロールすることや、関連文献の紹介やレジユメのまとめ方等について学生に助言を与えることが期待できるからである。

この他、目的⑤「授業と直接関係しないが、法律学または政治学の学習内容についてアドバイスをもらいに来た」と目的⑥「個人的に弱点克服プログラムや答案作成法などの継続的な指導を受けている」は、講義とは関係なく、法律学や政治学の勉強の仕方等について学生自身が自ら問題意識をもって主体的にフェローを利用したかどうかを示す指標である。目的⑤と⑥を合わせた件数は、71件であり、徐々にこうした利用方法も学生の間で認識されつつあることが伺える。目的⑦「その他（進路の決め方、生活の時間管理の仕方）」を選択した学生数は4名いるが、利用者アンケートには、資格試験の対策や小論文対策をしてもらったと書かれているため、どちらかといえば、⑤や⑥の目的での利用に含めて考えるべきだろう。

(4) 指導時間

表4

指導時間	1～20分	21～40分	41～60分	61～80分	81～100分	101分～
人数	219	215	141	32	36	13

* 無回答の者を除く。

表4は、相談1件当たりの指導時間を集計したものである。全利用者の指導時間の平均は38.8分であった。また、40分以上指導を受けた者が222人と、比較的多くの学生が長時間に及ぶ指導を受けていたことから、フェローにより丁寧な指導が行われていたということができらるだろう。今後も個々の学生の状況に応じてきめ細やかな指導が行われることが望まれる。

(5) 満足度（感想）

表5

問題の解決度	解決した	一部解決した	解決しなかった
人数	657	15	5

* 無回答の者を除く。

表6

満足度	大変良い	良い	普通	あまりよくない	全く参考にならなかった
人数	567	92	3	0	1

* 無回答の者を除く。

表5は問題の解決度について、表6は満足度について学生の主観的評価を集計したものである。

まず、表5から、多くの学生が抱えていた問題を解決することができたことが分かる。このため、表6に示されている学生の満足度も概ね高いといえることができる。なお、「一部解決した」と回答した学生の満足度を見ると、「大変良い」が11件、「良い」が4件であった。彼らの自由記述欄をみると、「新しく考察すべき点が見つかった」という前向きな記述のほか、「持参した参考資料が不十分であった」やグループ利用の学生による「自分たちの意見がまとまっていなかった」といった学生側の準備不足を示唆する内容であったため、利用の満足度は下がらなかったということが考えられる。もっとも、グループ利用をした学生の意見がまとまっていなかったという場合には、それぞれにながどう対立しているかをあぶり出し、次の学修につなげていくことがフェローには期待される。

問題は、「解決しなかった」と回答した者が5名いたことだろう。もっとも、「解決しなかった」を選択した者のうち、満足度が低かったのは1名だけであった。その他は、「大変よい」

が1名、「良い」が2名、「普通」が1名であった。満足度の低かった者の自由記述欄には、「フェローの範囲外の分野であることは理解できるが、質問した内容に対して一緒に考えたり、調べることをすらしてくれなかった。」と書かれていた。他方で、残りの4名については自由記述欄には何も記載がなかったため、理解度に比して満足度が比較的高かった理由は分からない。しかし、ここから高い満足度と高い理解度は必ずしも一致せず、むしろ満足度は、丁寧に指導をしてもらったという体験に基づく部分が少なからずあるということができそうである。今後は、フェローには、フェローがどのように調べ学習を行っていくかを見せること自体が学生にとってよい学修になることを説明し、専門分野以外の質問であっても、学生をすぐに追い返すことはせずに、一緒に調べたりするよう促していくことが必要だと考えられる。

とはいえ、多くの者の満足度が高く、また、利用者の自由記述欄には「初めて利用するので最初は不安ないし怖かったが、利用してみたらとても丁寧だったのでまた利用したい」という内容のものが数件みられたことから、フェローの対応は基本的には丁寧なものであったといえることができるだろう。

4. 成果と今後の課題

まず、令和元年度のフェロー制度の成果としては、フェローの利用方法が多様化してきていることを指摘することができる。依然として、授業に関する質問対応や授業で出された課題の指導が圧倒的に多いとはいえ、サブゼミでの利用や、授業とは直接には関係しない法律学・政治学の学修での利用および個人的弱点を克服するための複数回にわたる指導プログラム（例えば、法律学に特有の事例問題の解き方の練習など）の利用が200件に及んだ。このことは、フェロー制度が、主体的に学修しようと行動を起こしている学生をサポートするものとして一定程度の役割を果たしていることを示しているといえるだろう。また、指導時間の平均は、約40分であり、81人の学生が1時間を超える指導を受けていたこと、そして学生の理解度や満足度が高かったことから、フェローによる指導内容は充実したものであったと思われる。

もっとも、令和元年度においても、担当教員とフェローの協同によって学生の主体的な学修を促進する取組みは一部でしか行われなかった。これは、講義科目が開講される曜日に、その専門のフェローがいないことや、1・2年生向けの講義が1限と2限に開講されることが多く、フェローを授業補助として講義に参加させることが困難なこと、実際にフェローを授業に効果的に取り込むには、フェローに向けて細かな指導指示を作成し密に連絡をとることが必要となるが、教員の多くがフェローと面識がなく密な連絡がとりづらといった制度的な制約によるところも大きい。なお、本稿執筆時点においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大学全体がオンライン授業へ移行した結果、多くのオンデマンド教材を作成している教員も多い。ポスト・コロナ時代の講義では、オンライン教

材を利用した反転授業が広く行われることが予想される。そのような状況下においては、授業でのフェローの利用がますます期待されるが、その際、現在抱えている制度的制約をいかにクリアするかが大きな課題として残る。

また、令和元年度においては、フェロー制度の利用者総数自体は減少していた。フェロー制度の利用は広報の仕方に依存する。しかし、広報の仕方としては、入学式のオリエンテーションでのチラシの配布、法学部のHP・Facebookへの掲載、法学部資料室における広告掲示、各教員への授業でのフェロー制度利用のお願い等であり、これらのうち、(最近の若者のFacebook離れなどに鑑みれば、) 全学生が確実にフェロー制度の情報に触れるのは入学オリエンテーションでの資料配布時だけである。オリエンテーションは、学生にとっては、履修方法など、他に理解すべき重要な情報が数多く提供される機会でもあるため、多くの学生がフェロー制度を記憶していない可能性があると考えられる。このため、入門科目、とりわけ義務履修科目である「民法法入門」において、学生にフェローの利用を積極的に広報していくことが、フェロー制度の普及には有効であるように思われる。また、利用者アンケートからは明らかにはならなかったが、私が担当する講義の受講生からのヒアリングでは、フェロー制度を利用したことがない学生で、フェローを利用するのが怖い、緊張すると答えた者も少なからずいた。こうしたフェロー制度の利用に対する心理的ハードルが高い学生にとって、フェロー室へのアクセスの仕方の分かりにくさは、フェローを利用しようという気持ちを挫折させるには十分であるように思われる。すべての講義において学生にフェロー制度を利用させるとなると、人的資源の観点からなお困難を伴うが、本年度の「公法入門」のように義務履修ではない入門科目において、担当教員がレポート課題を出し、その課題について新生に実際にフェロー室へ行ってフェローから直接指導を受けるよう指示することは、人的資源および学生の将来のフェローの利用に対する心理的ハードルの低減の観点から有効な方法であるように思われる。

以上の通り、フェロー制度の運用方法にはなお課題が残されているが、フェロー制度は、意欲的な学生や学修面での不安に自覚的な学生にとって、主体的学修をサポートするものとして着実に定着してきているといえることができるだろう。